蟹江町生ごみ処理機器設置補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、蟹江町補助金等交付要綱（昭和53年要綱第１号）に定めるもののほか、生ごみ処理機器購入費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（目的）

第２条　この要綱は、生ごみ処理機器を購入して設置するものに対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量化及び再資源化を図る。

　（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

　⑴　生ごみ処理機器　生ごみ土壌還元器（コンポスト）又は電気式生ごみ処理機をいう。

　⑵　生ごみ土壌還元器（コンポスト）　電気を使用せず、微生物等の働きを利用して発酵分解する方法により、生ごみを処理するもので、内容量100リットル以上の機器をいう。

　⑶　電気式生ごみ処理機　電気を使用し、攪拌や加温による分解又は温風や加熱による乾燥などの方法により、生ごみを処理するもので、購入金額が30,000円以上の機器をいう。

　（補助対象者等）

第４条　補助対象となる者は、町内に住所を有している個人とし、補助

対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　生ごみ処理機器を生ごみの減量及び再資源化のために適切に使用し、かつ管理するものとする。

⑵　生ごみ処理機器の設置にあたっては、町内で、そ族害虫等の発生抑制に配慮するとともに、悪臭等周辺住民に迷惑のかからない場所を確保するものとする。

⑶　生ごみ土壌還元器（コンポスト）は、１世帯２基までとする。

⑷　電気式生ごみ処理機は、１世帯１基とする。ただし、生計を別にしている等その世帯が明らかに２世帯と認められるときは、この限りではない。

⑸　この補助金の交付を受け、設置した電気式生ごみ処理機を買い替えようとする場合は、設置後７年以上を経過しているものとする。

⑹　同一世帯に町税等の滞納者がいない者

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条の規定に適合する機器の設置者に対して、次の各号に規定するところによる。ただし、その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

⑴　生ごみ土壌還元器（コンポスト）　１基につき購入金額の２分の１の額又は1,500円のどちらか低い金額

⑵　電気式生ごみ処理機　１基につき購入金額の３分の１の額又は20,000円のどちらか低い金額

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理機器設置補助金交付申請書に領収書（クレジット契約等による購入の場合は、その利用明細書）及び保証書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

２　交付申請の期限は、購入年度の３月31日までとする。

　（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その申請内容及び設置場所等を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、生ごみ土壌還元器（コンポスト）の場合にあっては、様式第２号による補助金等交付決定通知書により、電気式生ごみ処理機の場合にあっては、様式第３号による補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

　（補助金の交付請求）

第８条　前条の規定により交付決定を受けた者は、様式第４号による補助金等交付請求書を町長に提出しなければならない。

　（補助金交付の取消・停止等）

第９条　町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

　⑴　偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

　⑵　その他町長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

　（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

　　附　則

　（施工期日）

１　この要綱は、平成19年４月１日から施工する。

　（蟹江町ごみ減量機器設置補助金交付要綱の廃止）

２　蟹江町ごみ減量機器設置補助金交付要綱は、廃止する。

　（経過措置）

３　この要綱の施行の日の前日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

　（電気式生ごみ処理機の買い替え）

４　第４条第５号に規定する補助金の交付とは、従前の蟹江町ごみ減量機器設置補助金交付要綱に基づくものも含むものとする。

　　附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。